**業務委託契約書（基本型）**

○○株式会社（以下「甲」という。）と○○株式会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に業務を委託するにあたり、その条件を定めるため、本契約を締結する。

**第1条（目的）**

1　本契約は、甲が乙に対して業務を委託し、乙がこれを受託することにより、両当事者の権利義務関係を明確にし、円滑かつ適正に業務を遂行することを目的とする。

**第2条（定義）**

1　本契約において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。  
(1) 「委託業務」とは、甲が乙に委託する業務であり、別紙仕様書に具体的に定めるものをいう。  
(2) 「成果物」とは、委託業務の結果として乙が甲に納入する報告書、資料、プログラム、設計図その他一切の成果をいう。  
(3) 「知的財産権」とは、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウその他関連する一切の権利をいう。  
(4) 「秘密情報」とは、委託業務に関連して一方当事者が相手方に開示する営業上、技術上その他一切の非公知の情報をいう。ただし、既に公知の情報、受領者が独自に開発した情報等は除く。

**第3条（委託業務の範囲）**

1　甲は乙に対し、別紙仕様書に記載された業務を委託する。

2　乙は、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を遂行する。

3　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ない限り、委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

**第4条（業務遂行体制）**

1　乙は、委託業務の遂行に必要な人員、設備及び技術を自己の責任と負担において確保する。

2　乙は、業務遂行にあたり、甲が必要と認める場合には、進捗状況、作業計画等を報告しなければならない。

3　甲は、業務の遂行状況について必要に応じて検査、確認、指示を行うことができ、乙はこれに誠実に従うものとする。

**第5条（成果物の納入及び検査）**

1　乙は、委託業務の遂行により得られた成果物を、別紙仕様書に定める納期及び条件に従って甲に納入する。

2　甲は、納入された成果物について検査を行い、合格と認めたときは受領の意思表示をする。

3　甲が成果物の検査において不合格と判断した場合、乙は甲の指示に従い速やかに修補、再納入を行うものとする。

**第6条（報酬及び支払条件）**

1　甲は、乙に対し、委託業務の対価として別紙契約条件書に定める報酬を支払う。

2　報酬の支払は、成果物の検収完了後、甲が定める支払条件に基づき、乙の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。

3　振込手数料は、甲の負担とする。

**第7条（知的財産権の帰属）**

1　委託業務の遂行により生じた成果物に関する著作権その他の知的財産権は、特段の合意がない限り甲に帰属する。

2　乙は、成果物の利用に必要な範囲で第三者の権利を侵害しないことを保証する。

3　乙が成果物の利用にあたり第三者の権利を使用する場合には、事前に甲に通知し、必要な許諾を得るものとする。

**第8条（秘密保持）**

1　乙は、委託業務の遂行に関連して知り得た甲の秘密情報を、甲の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

2　前項の義務は、本契約終了後も存続する。

**第9条（契約期間）**

1　本契約の有効期間は、契約締結日から○年間とする。

2　契約期間満了前に、甲乙いずれからも終了の意思表示がない場合には、本契約は同一条件でさらに○年間更新される。

**第10条（解除）**

1　甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、何らの催告を要せずして本契約を解除することができる。  
(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、是正されないとき  
(2) 支払停止または破産、民事再生等の申立があったとき  
(3) その他本契約を継続し難い重大な事由が生じたとき

**第11条（損害賠償）**

1　甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反当事者は、相手方に対してその損害を賠償する責を負う。

2　損害賠償額には、弁護士費用、調査費用等の合理的な費用を含むものとする。

**第12条（遅延損害金）【オプション条項】**

1　甲または乙が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、当該当事者は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年○％の割合による遅延損害金を支払うものとする。

**第13条（不可抗力）**

地震、火災、戦争、暴動、法令の改廃その他当事者の責めに帰することのできない事由により本契約の履行が困難となった場合、当事者はその責を負わない。

**第14条（契約上の地位の譲渡禁止）**

甲及び乙は、相手方の書面による事前承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

**第15条（再委託の特例）【オプション条項】**

1　乙は、甲の書面による承諾を得た場合に限り、委託業務の一部を第三者に再委託することができる。

2　乙は、前項の再委託先に対し、本契約に定める秘密保持義務その他乙の義務と同等の義務を負わせるものとする。

3　乙は、再委託先の行為について自ら行ったものと同一の責任を負う。

**第16条（協議解決）**

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

**第17条（合意管轄）**

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

甲　○○株式会社  
住所：  
代表者：

乙　○○株式会社  
住所：  
代表者：